

税額控除

種類	対象の方	税額控除額				備考	
配当控除	総合課税を選択した株式配当等がある方	下記の税率を課税総所得金額に乗じた額を所得割から控除					
		種類	課税総所得金額				
			1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分		
			町民税	県民税	町民税		県民税
		利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%		0.6%
私募証券・投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		
配当割額控除・株式等譲渡割額控除	住民税が特別徴収された配当所得や株式等譲渡所得を申告された方	配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除					
		税額控除割合					
		町民税	県民税	3/5	2/5		
寄付金税額控除	都道府県・市区町村に対する寄附、住所地の共同募金会・日本赤十字社に対する寄附、社会福祉法人など都道府県や市区町村が条例で指定した法人・団体等への寄附をした方	(1)、(2)の合計額を所得割額から控除				※(2)特例控除額は、町・県民税の所得割の2割が限度額	
		(1) 基礎控除額					
		対象の寄附金	控除対象	税額控除率			
		ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	① ア～エの合計額と ② 総所得金額等の30% のいずれか低い額-2,000円	6%	4%		
		イ 共同募金に対する寄附金					
		ウ 日本赤十字社に対する寄附金					
		エ 所得税の寄附金控除の対象となる公益社団法人等(ただし、国・政党等に対する寄附金は除く)のうち、地方公共団体が条例により指定した寄附金					
(2) 特例控除額							
対象の寄附金	控除対象	税額控除割合					
都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	(寄附金額-2,000円)×(90%-適用される所得税及び復興所得税の最高税率部分)	3/5	2/5				
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)	所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方で控除額が引ききれなかった方	(1)、(2)のいずれか小さい金額を所得割額から控除					
		(1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額					
		(2) 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限額97,500円) ただし、平成26年4月から令和4年12月までに入居し、当該住宅の所得等に係る消費税率が8%(又は10%)の場合(令和4年1月以降は、消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合に限る)は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額(上限136,500円)					
外国税額控除	外国で所得税や住民税に相当する税金が課税された方	国際間の二重課税となる場合、これを調整するための一定の方法により県民税所得割、町民税所得割の順に控除されます。					

## 調整控除

平成19年から所得税の一部を個人の町県民税へ税源移譲されたことにより、個人の町県民税では扶養控除などの人的な所得控除の金額が所得税より小さいため税額負担が増加することとなりました。この負担を解消するため、所得税と個人の町県民税の差額が発生する人的な控除額を所得割額から直接控除する調整控除を行います。

調整控除の額は、以下の計算式により算定します。

(1) 課税総所得金額が200万円以下の場合

A・Bいずれか小さい金額の5%

A. 人的控除額の差額の合計額

B. 課税総所得金額

(2) 課税総所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差額の合計額－(課税総所得金額－200万円)} × 5%

※計算の結果、金額が2,500円未満の場合は2,500円になります。

【参考】所得税と個人の町県民税の人的控除額の差額 一覧表

種類		差額
基礎控除		5万円
配偶者控除	一般	5万円
	老人	10万円
配偶者特別控除	(例)合計所得金額48万円超95万円未満	5万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円
障害者控除	普通障害	1万円
	特別障害	10万円
	同居特別障害	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除		5万円
勤労学生控除		1万円